地域赴任医師研修修学金貸与事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域赴任医師研修修学金（以下「修学金」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県外の医療機関等から県内の医療機関へ赴任する医師（臨床研修医を除く。以下「地域赴任医師」という。）に対し、診療の傍ら自主的な研究・研修等を行うために要する修学金を貸与することにより、県内の医師の確保及び定着を促進することを目的とする。

（修学金の貸付け）

第３条　機構の理事長（以下「理事長」という。）は、次の要件にすべて該当する者に対し、修学金を予算の範囲内で貸与することができる。ただし、修学金の貸与を受けることができる回数は、同一医師につき１回を限度とする。

（１）　令和７年４月１日以降に、高知県外から、又は高知市内若しくは南国市内の医療機関から、県内の一般病床又は精神科病床を有する医療機関へ赴任する医師であって、次のいずれかに該当する者

ア　県内の公的病院又は公的病院のない市町村において地域医療の核となっていると理事長が認める一般病床又は精神科病床を有する医療機関へ新たに常勤職員（当該医療機関の就業規則等に定める勤務時間の全てを勤務する職員）として勤務する者

イ　理事長が適当と認める者

（２）　赴任先の医療機関において原則として１年以上勤務する意思を有している者。ただし、第４条第１項第１号に該当する者であって、雇用契約期間があらかじめ３か月以上１年未満と定められている地域赴任医師を含む。

（３）　自主的に研究・研修を行おうとする意欲がおう盛な者

２　前項に該当する者のうち、自治医科大学の医学課程修了者及び高知県医師養成奨学貸付金等の借受者であって勤務義務期間内の者は、対象としない。

（修学金の額等）

第４条　修学金の額は、次のとおりとする。

（１）　高知県外の医療機関から県内の医療機関（高知市及び南国市内の医療機関を除く。）へ赴任した医師　　６００,０００円以内

ただし、理事長が特に認めた場合は修学金の額を増額する場合がある。

（２）　高知県外の医療機関から高知市内又は南国市内の医療機関へ赴任した医師　　２００,０００円以内

（３）　高知市内又は南国市内の医療機関から県内のその他の地域の医療機関へ赴任した医師（第４号に定める専攻医を除く。）　　４００，０００円以内

（４）　高知市内又は南国市内の医療機関から県内のその他の地域の医療機関へ赴任した専攻医で、これまでに「専攻医等に対する奨励金」又は「後期研修医に対する奨励金」の支給を受けている医師（支給要件を満たす者を含む。）　　３００，０００円以内

なお、高知市内又は南国市内以外の医療機関で、臨床研修医から引き続き勤務を開始する医師は赴任したとみなし対象とする。

２　第３条第１項第２号のただし書に該当する地域赴任医師にあっては、修学金の額は、その雇用契約期間に応じて減額した額を上限とする。
３　修学金は、無利子とする。

（貸与の申請）
第５条　修学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸与申請書（第１号様式）に関係書類を添えて、原則として赴任の日から２か月以内に、理事長に提出しなければならない。

（推薦人兼連帯保証人）
第６条　申請者は、１人の推薦人兼連帯保証人を定め、推薦書兼保証書（第２号様式）を理事長に提出しなければならない。推薦人兼連帯保証人は、原則として赴任先の医療機関の長とする。

（貸与者の決定）
第７条　理事長は、貸与申請書等関係書類を審査し、申請者にその結果について貸与（不承認）決定通知書（第３号様式）により通知する。

（貸与の条件）
第８条　修学金の目的を達成するため、修学金の貸与を受ける者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）　自主的に研究・研修等にはげみ、自らの資質向上及びキャリアアップに取り組むこと。
（２）　赴任先の医療機関を１年未満で退職することとなったとき、又は休職等を余儀なくされることとなったときは、速やかに理事長に報告し、修学金の取扱いについてその指示を受けなければならないこと。

（修学金の請求及び支払）
第９条　修学金の支払を受けようとする借受者は、地域赴任医師修学金請求書（第４号様式）を理事長に提出しなければならない。
２　理事長は、地域赴任医師修学金請求書を受け取ったときは、速やかに修学金を支払うものとする。

（償還）
第10条　借受者は赴任先の医療機関を１年未満で退職したとき、又は第３条第１項第２号ただし書に該当する借受者にあっては、その雇用契約期間満了前に退職したときは、原則として理事長が指定する期日までに貸与を受けた修学金を償還しなければならない。次条の規定による修学金の償還の猶予を受けることができなくなったときも同様とする。

（償還の猶予）
第11条　理事長は、借受者が、災害、病気等やむを得ない理由で休職等を余儀なくされたとき、又は特に必要があると認めるときは、修学金の償還を猶予することができる。
２ 修学金の償還の猶予を申請しようとする借受者は、償還猶予申請書（第５号様式）を理事長に提出しなければならない。

３ 理事長は、償還猶予申請書を受理し、修学金の償還の猶予を承認したときは、償還猶予承認通知書（第６号様式）により、当該借受者に通知するものとする。

（償還の免除）

第12条　理事長は、借受者が赴任先の医療機関での勤務期間が継続して１年に達したとき、又は第３条第１項第２号ただし書に該当する借受者にあっては雇用契約期間が満了したときは、修学金の償還を免除するものとする。

２　理事長は、借受者が、次の各号のいずれかに該当するときは、全部又は一部の償還を免除することができる。

（１）　借受者が、死亡又は精神や身体の機能に著しい障害を生じる等やむを得ない事由により医師としての業務を継続できなくなったとき。

（２）　理事長が、特に必要があると認めるとき

３　修学金の償還の免除を申請しようとする借受者は、償還免除申請書（第７号様式）を理事長に提出しなければならない。

４　理事長は、償還免除申請書を受理し、修学金の償還の免除を承認したときは、償還免除承認通知書（第８号様式）により、当該借受者に通知するものとする。

（延滞金）

第13条　借受者が正当な理由がなく返還すべき日までに修学金を償還しなかったときは、延滞金を支払わなければならない。

２　延滞金の計算は、高知県医師養成奨学貸付金の例によるものとする。

３　理事長は、特別の理由があると認めたときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、修学金の貸与に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成29年２月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

高知医療再生機構　地域赴任医師研修修学金Ｑ＆Ａ

Ｑ１：要項第３条第１項第１号（ア）の「地域医療の核となっている」医療機関とはどのようなものでしょうか。

Ａ１：「一般病床と精神科病床を合わせて概ね100床以上有しており、二次救急を行っている」ことを基準としています。
　上記に該当しない医療機関であっても、地域の事情等に応じて支給対象とする場合がありますので、医療再生機構までご相談ください。

Ｑ２：自治医科大学の医学課程修了者ですが、修学金の支給対象となりますか。

Ａ２：勤務義務期間内の方は支給対象となりません。勤務義務期間経過後の赴任の場合は支給対象となります。

Ｑ３：高知県国民健康保険団体連合会から「高知県地域医療診療施設等勤務医師修学資金」を貸与されていますが、修学金の支給対象となりますか。

Ａ３：要綱第３条第２項「高知県医師養成奨学貸付金等」の「等」には、高知県地域医療診療施設等勤務医師修学資金も該当しますので、勤務義務期間内の方は支給対象となりません。勤務義務期間経過後の赴任の場合は支給対象となります。

Ｑ４：高知県内の病院を基幹施設とする専門研修プログラムにより、連携施設となっている県外の病院へ赴任しています。県内へ戻る時は修学金の支給対象となりますか。

Ａ４：高知県内の病院を基幹施設とする専門研修プログラムにより県外へ赴任している方は、県内へ戻る際には、県外からではなく県内の基幹施設から赴任したものと見なします。

Ｑ５：高知県外の病院を基幹施設とする専門研修プログラムにより、連携施設となっている高知県内の病院へ赴任しますが、修学金の支給対象となりますか。

Ａ５：支給対象となります。

Ｑ６：高知県外から県内の病院へ研究のために赴任する予定です。臨床は行いませんが、修学金の支給対象となりますか。

Ａ６：臨床を行わない場合は、支給対象となりません。 ただし、勤務時間の一部で臨床を行う場合には、一週間の具体的な勤務状況を踏まえて支給の可否を検討させていただきますので、医療再生機構までご相談ください。

Ｑ７：勤務期間中に「産前産後休業」や「育児休業」、「介護休業」等を取得した場合、休業中の期間は勤務期間に含まれますか。

Ａ７：「産前産後休業」の期間については、勤務期間に含まれます。
「育児休業」、「介護休業」等の期間については、勤務期間に含まれません。

Ｑ８：要綱第４条第１項第４号の「専攻医」は、医師免許取得後何年目までの医師が該当しますか。

Ａ８：要綱第４条第１項第４号に定める「専攻医」の範囲は、医師免許取得後３年目から５年目までとしています。６年目以降も専門研修を行っている場合には、同条第１号から第３号を適用します。
ただし、病休等やむを得ない事情で研修期間が延びた場合は、個別に判断しますので、医療再生機構までご相談ください。